戸籍と住民基本台帳

市民の身分関係及び居住関係を登録し公証する戸籍や住民基本台帳は、各種行政施策の基礎資料となるばかりでなく、市民の社会生活上にも重要な役割を果たしている。市民生活に直結するこれら住所異動届出、戸籍届出、住民票・戸籍の証明、印鑑登録、各種証明発行等の窓口業務は、高度なセキュリティ対策を講じた各種システムを整備することにより、効率的な事務処理が可能となり、時間短縮など市民サービスの向上を図っている。

さらに、平成26年７月からは証明書のコンビニ交付サービス（マイナンバーカード・住民基本台帳カードを利用）を導入し、現在では閉庁日・時間外においても住民票、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍証明、戸籍附票の５種類の証明書の発行が可能となっている。コンビニ交付サービスは全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマートに加え、全国58郵便局（県内では福井南・永平寺・浄法寺郵便局）、福井市役所、鯖江市役所、越前市役所、池田町役場、㈱平和堂に設置のマルチコピー機で利用できる。令和５年１月からはコンビニ交付サービスを利用しての交付手数料を一律100円減額している。

また、住所異動に伴う福祉関係手続きをワンストップで行う総合窓口の設置や、令和６年３月に全国で戸籍情報連携システムが稼働し、戸籍証明の広域交付を開始するなど、より質の高いサービスの向上を図っている。

１　戸籍数及び人口・世帯数

（各年度４月１日現在、かっこ内は日本人人口及び日本人を含む世帯）

年度	住民基本台帳人口				本籍人口	
	男	女	計	世帯数	人口	本籍数
令和４	125,204 (123,492)	132,994 (130,675)	258,198 (254,167)	105,638 (103,245)	268,284	111,445
令和５	124,419 (122,394)	132,016 (129,353)	256,435 (251,747)	106,722 (103,691)	266,096	110,740
令和６	123,401 (121,193)	131,101 (128,226)	254,502 (249,419)	107,583 (104,155)	264,034	110,069

２　届出件数

（令和５年度）

区分		件数
戸籍		10,908
内訳	出生	2,246
	死亡	3,922
	婚姻	2,156
	その他	2,584
住民基本台帳		45,997
内訳	出生	1,712
	死亡	3,323
	転入	6,311
	転出	6,227
	転居	5,174
	その他	23,250
計		56,905

３　証明等件数

（令和５年度）

区分	件数
戸籍	94,789
住民基本台帳	137,959
印鑑登録・証明	65,082
臨時運行	1,162
諸証明	4,086
個人番号カード	30,603
税証明	34,180
その他照会等	5,611
計	373,472

（令和５年度）

区分	件数
本庁(公用含む)	248,393
川西連絡所	3,584
森田連絡所	19,299
東足羽連絡所	4,997
殿下連絡所	69
国見連絡所	375
美山連絡所	1,822
越廼連絡所	672
清水連絡所	5,279
東サービスセンター	31,378
南サービスセンター	22,971
西サービスセンター	15,253
北サービスセンター	19,380
計	373,472

4　年齢別人口統計

（令和６年４月１日現在）

年齢	＜日本人＞			＜外国人＞			年齢	＜日本人＞			＜外国人＞		
	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計
0	852	798	1,650	7	8	15	55	1,747	1,752	3,499	18	45	63
1	904	849	1,753	3	5	8	56	1,703	1,745	3,448	10	40	50
2	955	853	1,808	6	6	12	57	1,440	1,430	2,870	18	33	51
3	925	866	1,791	1	4	5	58	1,493	1,578	3,071	11	23	34
4	991	889	1,880	3	4	7	59	1,691	1,727	3,418	21	26	47
5	1,026	945	1,971	7	4	11	60	1,571	1,638	3,209	9	31	40
6	1,020	1,020	2,040	3	7	10	61	1,504	1,486	2,990	18	25	43
7	1,057	1,045	2,102	8	7	15	62	1,476	1,545	3,021	8	16	24
8	1,186	1,027	2,213	3	5	8	63	1,544	1,759	3,303	8	21	29
9	1,086	1,034	2,120	1	7	8	64	1,439	1,584	3,023	10	26	36
10	1,089	1,072	2,161	7	8	15	65	1,600	1,720	3,320	12	11	23
11	1,182	1,053	2,235	7	7	14	66	1,434	1,474	2,908	13	14	27
12	1,233	1,062	2,295	7	5	12	67	1,419	1,525	2,944	9	15	24
13	1,195	1,121	2,316	13	7	20	68	1,408	1,653	3,061	5	17	22
14	1,247	1,160	2,407	6	5	11	69	1,545	1,604	3,149	7	14	21
15	1,232	1,192	2,424	7	17	24	70	1,529	1,670	3,199	13	10	23
16	1,249	1,221	2,470	12	6	18	71	1,508	1,706	3,214	9	8	17
17	1,260	1,188	2,448	19	9	28	72	1,590	1,819	3,409	10	15	25
18	1,159	1,132	2,291	11	13	24	73	1,726	1,977	3,703	12	17	29
19	1,253	1,129	2,382	44	45	89	74	1,880	2,201	4,081	13	14	27
20	1,149	1,038	2,187	63	83	146	75	2,073	2,343	4,416	6	14	20
21	1,231	1,120	2,351	85	106	191	76	1,961	2,306	4,267	7	12	19
22	1,173	1,060	2,233	113	106	219	77	1,260	1,548	2,808	6	10	16
23	1,147	1,044	2,191	131	114	245	78	871	1,061	1,932	4	6	10
24	1,104	980	2,084	125	112	237	79	1,152	1,497	2,649	15	11	26
25	1,116	1,067	2,183	107	88	195	80	1,166	1,566	2,732	8	6	14
26	1,057	1,007	2,064	99	93	192	81	1,250	1,669	2,919	6	9	15
27	1,148	1,060	2,208	82	82	164	82	1,181	1,537	2,718	4	5	9
28	1,184	1,101	2,285	97	82	179	83	928	1,332	2,260	5	5	10
29	1,180	1,098	2,278	76	89	165	84	768	1,071	1,839	2	6	8
30	1,175	1,067	2,242	65	67	132	85	585	967	1,552	2	6	8
31	1,140	1,109	2,249	89	59	148	86	672	1,203	1,875	4	2	6
32	1,238	1,140	2,378	61	49	110	87	617	1,053	1,670	3	5	8
33	1,168	1,147	2,315	52	52	104	88	587	1,060	1,647		3	3
34	1,266	1,187	2,453	39	50	89	89	455	892	1,347	2	4	6
35	1,307	1,218	2,525	47	58	105	90	420	880	1,300			
36	1,386	1,312	2,698	34	42	76	91	327	819	1,146		4	4
37	1,360	1,316	2,676	36	49	85	92	250	616	866		1	1
38	1,467	1,382	2,849	35	53	88	93	227	565	792			
39	1,507	1,410	2,917	17	51	68	94	127	436	563	1	1	2
40	1,559	1,454	3,013	26	50	76	95	113	402	515		1	1
41	1,470	1,513	2,983	20	58	78	96	65	277	342	1	1	2
42	1,477	1,383	2,860	17	39	56	97	46	213	259		1	1
43	1,531	1,515	3,046	21	36	57	98	38	161	199			
44	1,618	1,517	3,135	25	46	71	99	20	126	146		1	1
45	1,731	1,662	3,393	22	40	62	100	8	71	79			
46	1,711	1,632	3,343	14	41	55	101	7	40	47			
47	1,740	1,632	3,372	19	53	72	102	2	26	28			
48	1,857	1,776	3,633	12	36	48	103		22	22			
49	1,867	1,855	3,722	19	47	66	104	3	12	15			
50	2,016	1,951	3,967	16	46	62	105		5	5			
51	2,057	1,973	4,030	13	43	56	106		4	4			
52	1,896	1,934	3,830	16	46	62	107		1	1			
53	1,898	1,802	3,700	14	48	62	108		2	2			
54	1,735	1,732	3,467	16	47	63	計	121,193	128,226	249,419	2,208	2,875	5,083

5　外国人住民関係

市内在留外国人の公正な管理に資するため、中長期在留者の居住関係及び特別永住者に関する事務を行っている。

（1）　外国人住民数と世帯数

（各年度４月１日現在、日本人との混合世帯を除く）

年度	世帯数	人口	内訳	
			男	女
令和４	2,393	4,031	1,712	2,319
令和５	3,031	4,688	2,025	2,663
令和６	3,428	5,083	2,208	2,875

（2）　外国人住民国籍別人口

（令和６年４月１日現在）

国籍	男	女	計	国籍	男	女	計	国籍	男	女	計
アイルランド	2	1	3	スペイン	1	0	1	ブルキナファソ	1	0	1
アフガニスタン	1	1	2	スリランカ	16	10	26	ベトナム	614	566	1,180
アルジェリア	0	1	1	スロベニア	1	0	1	ベネズエラ	0	1	1
イスラエル	1	0	1	セネガル	1	0	1	ベラルーシ	0	1	1
イタリア	8	2	10	ｾﾝﾄｸﾘｽﾄﾌｧｰ・ﾈｰﾋﾞｽ	4	3	7	ベルギー	1	0	1
イラン	1	0	1	タイ	25	119	144	ペルー	10	15	25
インド	18	3	21	チェコ	1	0	1	ポルトガル	0	1	1
インドネシア	211	148	359	チリ	0	1	1	マレーシア	24	18	42
ウクライナ	2	10	12	ドイツ	0	1	1	ミャンマー	52	126	178
エジプト	2	1	3	トルコ	0	1	1	モルディブ	1	0	1
オランダ	1	0	1	ナイジェリア	1	1	2	モンゴル	12	10	22
オーストラリア	6	2	8	ニカラグア	1	0	1	ラオス	1	1	2
オーストリア	0	1	1	ニュージーランド	3	1	4	ロシア	7	17	24
カナダ	10	3	13	ネパール	83	55	138	英国	12	2	14
カメルーン	1	0	1	ノルウェー	0	1	1	韓国	302	398	700
ガンビア	0	1	1	パキスタン	3	0	3	台湾	13	41	54
カンボジア	17	30	47	パラグアイ	1	2	3	中国	334	584	918
キルギス	1	0	1	ハンガリー	1	0	1	朝鮮	45	27	72
ケニア	1	0	1	バングラデシュ	28	14	42	米国	59	40	99
コロンビア	0	1	1	フィリピン	165	524	689	南ｱﾌﾘｶ共和国	2	5	7
ｺﾝｺﾞ民主共和国	3	0	3	フィンランド	1	0	1	無国籍	0	1	1
ジャマイカ	2	1	3	ブラジル	90	77	167	合計	2,208	2,875	5,083
ジンバブエ	0	1	1	フランス	4	4	8				

注１：「無国籍」は、法的にいずれの国の国籍も持たない者。国籍回復の手続きミスや内戦等で国家が消滅したなど。

住　居　表　示

本市は昭和20年の戦災によって市街地の90%が灰燼に帰したため、同21年には、戦災復興特別都市計画法の適用を受け土地区画整理事業に着手し、同時に町界町名についても整備計画として道路鉄道、河川等の境界によって町界とする街区方式を採ったのであるが、学童の通学区域、自治会の区域、その他従来の町名分裂等を理由に住民の強い抵抗によって原案は大幅に修正せざるを得なくなった。

その結果、町の境界形状は極めて複雑なものとなっていた。

折しも昭和37年５月に「住居表示に関する法律」が制定され、従来の土地の地番を住所として使用することをやめ、地番とは別に家屋、事務所等に誰にでもわかりやすい番号を付ける制度が発足した。

本市は昭和39年度から住居表示に取り組み、整備方法として街区方式を採用し、市街地を南北に縦断するＪＲ北陸本線を中心として東西に一定の方向に（丁目）を配列し、その境界は全て道路、河川等の恒久的施設の側線をもって区画した。
住居表示の実施により市民にとって住所の呼称が簡素化されると同時に訪問、調査事務等その日常生活に大きな利便をもたらしている。

住居表示実施状況　　（令和６年４月１日現在）

(a) 市街化区域面積（㎢）	(b) 住居表示実施面積（㎢）	(b)/(a)：面積ベース実施率
46.85	19.07	40.70%
(a)′市街化区域内人口（人）	(b)′住居表示実施区域内人口（人）	(b)′/(a)′：人口ベース実施率
202,494	89,370	44.13%
(a)″市街化区域内世帯数	(b)″住居表示実施区域内世帯数	(b)″/(a)″：世帯ベース実施率
88,119	41,527	47.13%

広　　聴

開かれた市政となるよう市政全般にわたる相談に対応し、広く市民からの意見・提案等の把握に努めるほか、市民と市長が直接対話する「あじさいトーク」や、市職員が市の取組や事業・制度について市民に説明する「市政出前講座」を実施している。

1　フェニックス通信

市民の意見や要望等を、市民ポスト、メール、電話等で受け付け、市政に関わることは、関係課へ供覧又は対応を依頼し、生活に関わることは、内容に応じて専門機関を紹介する。

（令和５年度　市政に関わること556件）

2　東村市長と語ろう！「あじさいトーク」

市長が各地域・各種団体等の活動場所へ出向いて、市民及び団体の活動状況を聞きながら、「みんなが輝く　全国に誇れる　ふくい」の実現を目指し、語り合う。

（令和５年度　7回）

3　市政出前講座

市民に市政への理解と関心を深めてもらうため、市職員が公民館や集会場等に出向き、市を取り巻く状況や施策等について説明する市政出前講座を開催する。

（令和５年度　164回）

4　福井市民意識調査

福井市の重要課題や、総合計画に基づく各種施策の満足度、福井市の住みやすさ、生活環境等に対する市民の意向等を把握し、今後の市政運営の参考とすることを目的に、住民基本台帳から無作為抽出した市民2500人を対象に調査票を郵送し調査。総合計画期間の2年目と4年目に実施している。

（令和５年度回答数　977件/2500件）

5　パブリック・コメント（市民意見募集）

市民の意見を施策等の立案に反映させる機会を確保するため、パブリック・コメントを実施する。

（令和５年度　10件　・　意見提出者37人、意見82件）

6 各種相談

（令和5年度）

区　分	相　談　の　内　容	件　数
心配ごと相談	日常生活における悩みや問題等幅広い心配ごと	18件
人権悩みごと相談	いじめ、体罰、暴行、虐待、差別、その他の人権に関すること	21件
行政相談	国・独立行政法人・特殊法人等への意見・苦情等	27件
行政書士相談	官公署への各種手続きに関すること	112件
成年後見・終活相談	認知症の方、知的障がいのある方など判断能力が十分でない方々への支援相談等	27件
社会保険労務士相談	年金・社会保険制度、雇用問題等に関すること	48件
合　計		253件

7 そ　の　他

・来庁者の利便性の向上を図るため、市役所内の課室等の配置や主な業務の担当課を掲載した「福井市役所庁舎フロアマップ」を作成し、庁舎内に配置した。

・市民に行政情報を提供するため、「市政情報発信コーナー」に市の広報紙をはじめ各部署のパンフレット等を配架した。

計　量　事　業

昭和58年4月1日、国より「特定市」の指定を受けたことに伴い、取引又は証明に使用されるはかりの定期検査、量目立入検査等、適正な計量を実施するため、計量法に基づき事業を行っている。

1　はかりの定期検査

計量法第19条の規定に基づき、スーパーや小売店、病院、薬局などで取引や証明に使用されるはかり等の検査を行う。

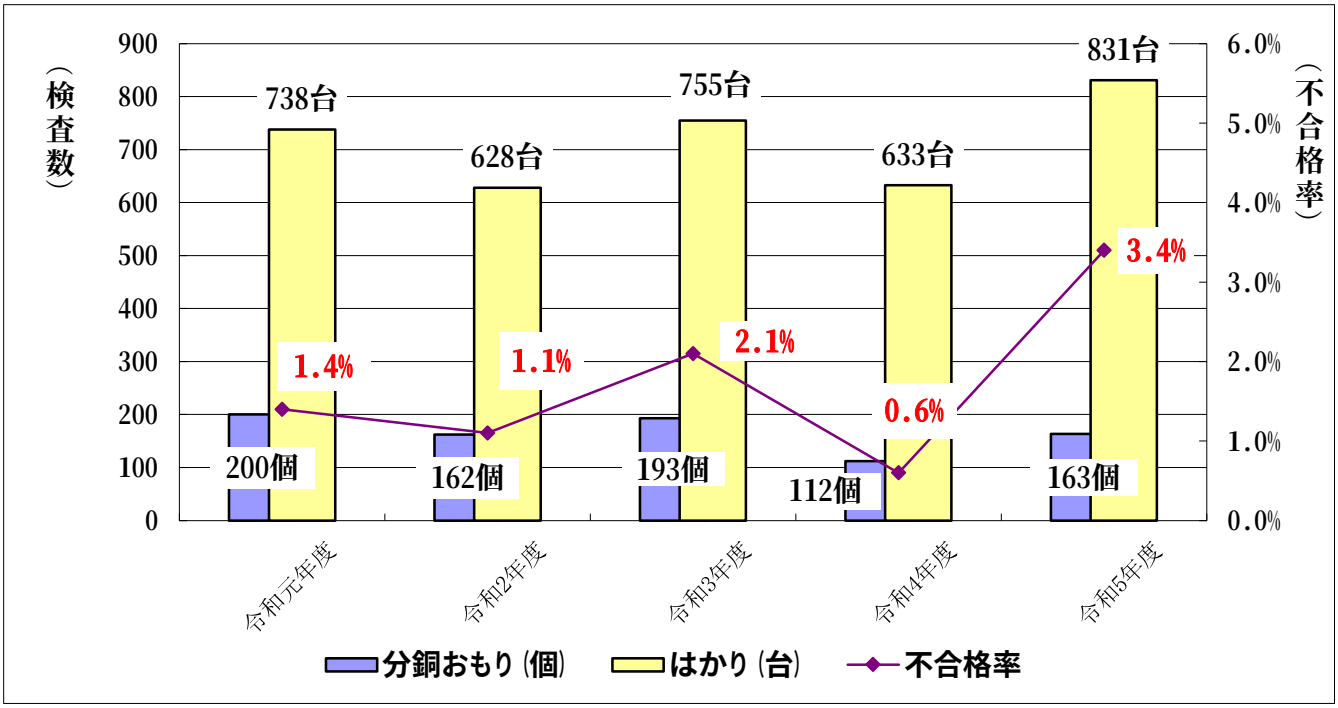

2　量目立入検査

計量法第148条の規定に基づき、食品の製造・販売を行っているスーパーや小売店に立ち入り、商品の量目検査を行う。

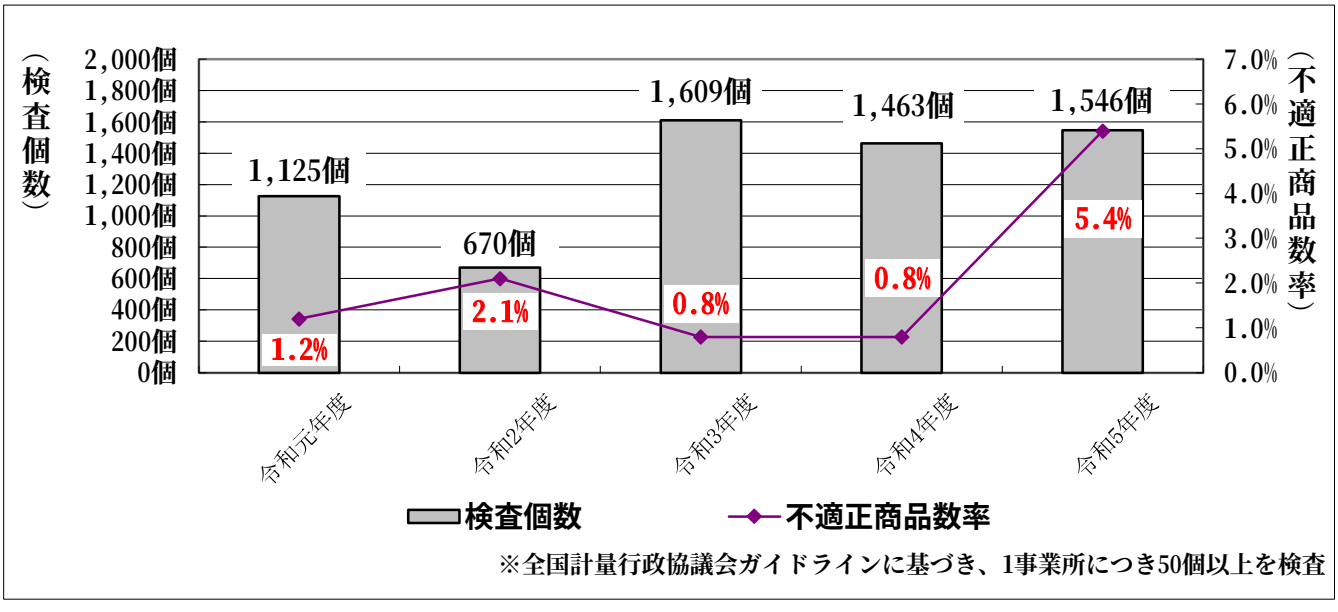

※全国計量行政協議会ガイドラインに基づき、1事業所につき50個以上を検査

消　費　生　活

社会状況の変化に伴い、消費者問題はますます複雑かつ多様化してきており、これらに対する適切な対応が求められている。

本市では、消費者の自立と意識向上を図り、豊かで充実したくらしを実現するため、消費生活相談や消費者教室の開催などの消費者保護事業、消費者教育・啓発事業の充実に努めている。

1　消費者保護事業

（1）消費生活相談事業

社会全体のデジタル化が急速に進展する中、消費者のニーズは多様化し、商品・サービス等に関する苦情や相談も複雑化している。

こうした相談等に適切に対処し消費者の利益と安全を守るため、消費生活相談員を配置し、助言やあっせん等の処置を講じている。

消費生活相談件数

年度	件数（特殊販売関係内数）	前年比
令和3	1,521（715）	0.97
令和4	1,493（696）	0.98
令和5	1,566（733）	1.05

（2）消費生活用製品の立入検査

消費者の生命または身体に対する危害の発生を防止し利益を保護するために、製品安全４法（「消費生活用製品安全法」「電気用品安全法」「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」）に基づき、規制対象製品について、販売事業者への立入検査を実施する。

2　消費者教育・啓発事業

（1）消費者啓発事業

豊かで充実したくらしを送れるよう、消費生活に関する幅広い知識や消費者問題についての情報を提供する。

・「消費者月間」事業

５月の消費者月間に、全国統一テーマのもと、パネル展示や街頭での啓発活動を実施する。

・消費生活や悪質商法等に関するパネル展示やパンフレット配布等の啓発活動を実施する。

・悪質商法による被害未然防止を目的に、劇団「王様」による寸劇公演を通して啓発活動を実施する。

（2）消費者教育事業

消費生活に関する正しい知識・選択ができる自立したかしこい消費者を目指し、教室や講座を開催する。

・消費者教室出前講座　　・子ども消費者教室

（3）団体支援事業

（福井市くらしの会）

消費者意識の向上と自立する消費者の育成を目指す市内の２つの団体で構成されている。

加入団体・・・福井市連合婦人会、福井市消費者グループ連絡会

（福井市のくらしと環境をよくする会）

事業者、消費者、行政が一体となって、環境に配慮した循環型社会を実現するための事業に取り組んでいる。

市民協働・ボランティア

少子・高齢、環境問題、教育問題、防災・防犯、魅力あるまちづくりなど、地域社会の課題はますます複雑多岐にわたり、法令などに基づく公平で画一的な行政サービスだけでは十分対応できないケースが多くなっている。これからの豊かな地域社会の創造のためには、より質の高い公共サービスが求められており、市民と行政が互いに連携・協力していくことが重要となっている。

このような背景から平成16年に施行された、「福井市市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例」（福井市市民協働条例）において、市民、非営利公益市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市が行う施策等を定め、市民協働を推進することにより、市民の多様で柔軟な取組が実践されることが期待されている。

1　市民協働の推進

（1）福井市市民協働推進委員会の設置

市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関して市長等の執行機関の求めに応じて調査審議する附属機関として福井市市民協働推進委員会を設置し、公募市民、学識経験者、非営利公益市民活動団体関係者、事業者で構成する委員10名を委嘱している。

委員会は、条例の効果的な運用に関し必要と認める事項について調査審議し、市長等の執行機関に意見を述べる。

（2）市民協働推進職員研修

市職員を対象に、市民協働に関する知識習得と、協働事業実施の意識向上を目的とした研修を実施している。

＜市が実施した協働事業の実績＞

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
協働事業数	100 件	118 件	128 件
実施所属数	47 所属	55 所属	52 所属

（3）市民活動活性化事業

①市民活動団体を対象とした各種助成金事業に関する情報提供を行っている。

②市民協働事例について学び、参加者同士の交流やアイディアの共有が行えるような講座を開催している。

2　市民活動の促進

（1）福井市非営利公益市民活動促進基金（ふくい市民活動基金）の設置及び助成

非営利公益市民活動を促進するため、「ふくい市民活動基金」を設置し、市民や事業者の寄附金等を積み立てる。この基金を活用して、市民活動団体が行う公益的な事業や小中学生が行うボランティア活動に助成している。

＜ふくい市民活動基金の現況＞

令和4年度末	令和5年度		令和5年度末
現在残高	積立額	取崩額	現在残高
13,047,607円	2,384,176円	2,937,732円	12,494,051円

＜助成実績＞

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
非営利公益市民活動促進助成事業	11団体	12団体	7団体
子どもボランティア コーディネート支援校補助金	4小学校 2中学校	4小学校 2中学校	4小学校 2中学校

3　ボランティア活動の支援

活動の初心者から既に活動している市民まで、様々な段階、ジャンルの講座を開催している。

＜講座実績＞

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
開催した講座の回数	53回	34回	35回
受講者数	302人	312人	426人

4　災害ボランティアの支援

大規模災害時のボランティアセンターの円滑な運営及び平常時における関係団体の運営・協力の促進を図るため、福井市災害ボランティアセンター連絡会を運営している。

5　福井市総合ボランティアセンターの運営

市民のボランティア活動や社会貢献活動を支援することにより、市民活動の発展を図るとともに市民の交流を促進するための施設として、総合ボランティアセンターを設置している。ボランティア活動を支援するコーディネーターを配置し、相談業務やボランティア講座、体験事業、パネル展開催などにより、多様な市民活動を促進している。

（1）施設の概要

所　　在	福井市中央１丁目２－１　ハピリン４Ｆ
開所時間	９時～２１時（土、日は９時～１７時）
休 所 日	月曜日、祝日（土日除く）、年末年始

（2）施設の機能

	機　　能
相談コーナー	ボランティアコーディネーターによるボランティアや市民活動に関する相談窓口
情報提供コーナー	・ボランティア情報検索サイト「ボランティアネット」の運用 （ボランティア募集情報、関連セミナー、イベント情報等） ・各種チラシの配置
交流ひろば	ボランティアや市民活動に関するパネル展やイベント等に利用できる。
ミーティングスペース	ボランティアグループ等の小ミーティングに利用できる。
研修室Ａ・Ｂ	ボランティアや市民活動に関する研修会、セミナー、会議等に利用できる。
作業ルーム	ボランティアや市民活動に関するチラシや資料の印刷等ができる。

（3）利用実績

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	17,404 人	15,779 人	17,888 人
相談件数	499 件	426 件	345 件
研修室利用件数	340 件	395 件	370 件
交流ひろば利用件数	334 件	319 件	344 件

環　境　対　策

福井市は、緑あふれる山々や、清らかな川、美しい海岸など潤いのある豊かな自然に恵まれている。良好な環境保全と創造を総合的かつ計画的に進めていくため、令和２年度に第４次福井市環境基本計画を策定し、地球温暖化防止やごみの発生抑制と資源としての活用に引続き取り組むとともに、環境問題を自らの問題として捉え行動できる人づくりを推進している。

一方で、従来から監視を目的として、環境に関する各法令及び条例に基づく調査等を実施している。大気汚染については、大気環境の状況を迅速、的確に把握するため６観測局での常時監視、水質汚濁については、公共用水域の水質状況の把握、監視を目的に、河川及び海域にて水質調査、地盤沈下については４観測所において常時観測を実施している。その他、騒音についても、道路交通騒音の状況調査等を行っている。

また、廃棄物処理業及び施設の許可・指導監督業務を行うとともに、不法投棄や不法焼却などの廃棄物の不適正処理に係る指導等、廃棄物の適正処理の推進に取り組んでいる。

本市の環境の現況は、全体として良好な状況にあるが、将来に向けて更に維持向上していくためには市民、事業者、行政が一体となった取組が求められ、市においても更に関係部署との一層の連携を図りつつ、市民の健康の保護と環境保全のため、よりきめ細かな施策を実施する。

１　主　要　事　業

（１）　環境基本計画の策定・進捗管理

（２）　環境推進会議推進事業

① 守り伝えたい自然の保全活用事業

② ゼロカーボンシティ推進事業

③ 環境教育啓発事業

④ 「福井市環境フェア」開催事業

（３）　自然活動促進事業

（４）　環境学習プログラム推進事業

（５）　環境アドバイザー派遣事業

（６）　公害防止のための監視及び調査

① 大気汚染常時監視

② 公共用水域及び地下水の水質調査

③ 自動車騒音の調査

④ 地盤沈下常時観測

⑤ 公害の防止、環境保全の意識の啓発

⑥ 公害発生源の監視と指導

（７）　廃棄物対策

① 廃棄物関係の許可・指導監督

② 不法投棄等不適正処理対策

③ ＰＣＢ廃棄物処理推進

2　陳情・苦情の受理と処理

公害に関する陳情、苦情については、原因の究明を行い、苦情の種類、性質に応じた解決策を検討し、発生源側に助言、指導を行うとともに、苦情申立者にも十分な説明を行っている。

近年の公害苦情の特徴としては、近隣公害的なものや、零細企業によるもの等が多くなっており、これらの対策が今後の課題である。

受理件数と解決件数　　（令和６年４月１日現在）

年度	大気汚染		水質・地盤沈下		騒音・振動		悪臭		その他		計	
	受理	解決	受理	解決	受理	解決	受理	解決	受理	解決	受理	解決
R3	61	61	30	30	31	31	14	14	35	35	171	171
R4	54	54	21	21	30	30	17	17	40	41	162	163
R5	58	58	10	10	39	38	13	13	52	52	172	171

3　大気環境常時監視システム

大気汚染状況を迅速かつ的確に把握するため、市内４カ所及び永平寺町２カ所の観測局で常時監視を行っている。また、常時監視システムにより福井市役所内の中央監視局に収集した各局の測定データに基づき、大気汚染状況の分析や公害の未然防止対策の実施等を行い、良好な環境の保全に努めている。

各観測局の測定項目（自動測定記録装置）　　（令和６年４月１日現在）

観測局名	設置場所	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化窒素	二酸化窒素	オキシダント	炭化水素	一酸化炭素	風向・風速	塩化水素	設置年度
福井観測局	豊島2丁目5-26	○	○	○	○	○	○	○		○		昭和50年度 (H31.4.1県より移譲)
石橋観測局	石橋町32字イノ上254-1	○	○		○	○				○		平成19年度
岡保観測局	岡保小学校敷地内	○	○		○	○	○			○	○	平成元年度
吉野観測局	吉田郡永平寺町松岡上吉野39-12-1	○	○		○	○				○	○	平成元年度
松岡観測局	吉田郡永平寺町松岡吉野25-18	○	○		○	○				○	○	平成 2年度
自排福井観測局	下六条町17字立原2番		○	○	○	○		○	○	○		平成14年度 (H31.4.1県より移譲)

4　地盤沈下観測システム

地盤沈下の状況を的確に把握し、地盤沈下を未然に防止するために、市内４カ所の観測所で常時観測している。観測データを、福井市役所に設置した処理システムに収集し、これを基に地盤沈下の状況を解析して地盤沈下防止対策に資している。

各観測局の測定項目（自動測定記録装置）　　（令和６年４月１日現在）

観測所名	位置	井戸深度	地盤沈下	地下水位	設置年度
木田観測所	明倫中学校	28m 130m	○ ○	○ ○	昭和51年度
春山観測所	春山小学校	43m 150m	○ ○	○ ○	昭和59年度
湊観測所	湊小学校	204m	○	○	平成元年度（水位） 平成 4年度（沈下）
下荒井観測所	八幡神社境内	51m	○	○	昭和51年度

（注）下荒井観測所、木田観測所 28m 井は県設置

5　公共用水域水質調査

公共用水域の水質を的確に把握するために、市内14河川の19地点において５項目から67項目について、また越前海岸の７地先海域において５項目から７項目について調査を行っている。これらの調査結果を基に、公共用水域水質の状況を解析して水質汚濁防止対策に資している。

公共用水域の水質測定地点一覧　　（令和６年４月１日現在）

番号	河川名	調査地点	番号	河川名	調査地点	番号	海域名	調査地点
1	日野川	清水山橋	11	八ヶ川	水門	20	石橋地先	
2	足羽川	美山橋	12	江端川	江守橋	21	浜住地先	
3	〃	天神橋	13	朝六川	大島新橋	22	亀島地先	
4	〃	水越橋	14	七瀬川	御鷹橋	23	菅生地先	
5	天王川	末端	15	未更毛川	やすだ橋	24	三本木川地先	
6	荒川	東今泉橋	16	底喰川	護国橋	25	一光川地先	
7	〃	水門	17	〃	西野橋	26	大味川地先	
8	狐川	狐橋	18	芳野川	古市ふれあい橋			
9	馬渡川	馬渡北橋	19	志津川	水門			
10	〃	馬渡大橋						

ごみ処理

平成26年２月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第６条に基づき、福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、国や県の基本計画、及び福井市総合計画や福井市環境基本計画と整合性をはかりごみ処理の方向性を定めた。

令和５年度に基本目標を見直し、令和10年度を目途に、市民１人１日あたりの廃棄物（ごみ）排出量を780グラムに設定し、市民、事業者、行政が主体的に３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）に取り組めるよう次のような施策を行っている。

①意識啓発や排出知識の周知のため説明会や広報物の配布を実施
②資源物回収拠点（わけるば）を設置
③使用済み小型家電の持込場所の設置
④「ふくいマル優エコ事業所」認定制度の実施
⑤多量排出事業所に対するごみ減量の指導
⑥市民団体や民間事業者が取組む資源化の支援

また、本市では、環境への負荷ができる限り小さくなるよう、効率的な収集運搬と、適切な焼却、破砕等の処理を行い、最終処分（埋立）を行っている。

1　ごみ分別収集

（1） 家庭系ごみ収集

家庭系の一般廃棄物（ごみ）については、下表のとおり分別収集を行っており、一部を除き原則として指定ごみ袋により、分別排出することとしている。

ごみ集積所数　　5,613カ所（内、資源ごみ集積所数　2,480カ所）　　（令和５年４月１日現在）

種類・品目	収集回数	収集方法
燃やせるごみ	週２回（指定の曜日）	ステーション方式
燃やせないごみ	月２回（第1、3又は2、4の指定の曜日）	
プラスチック製容器包装	週１回（指定の曜日）	ステーション方式、または資源回収拠点への自己搬入
缶	月２回（指定の水曜日）	
びん（無色、青・緑、茶、黒）	月１回（指定の水曜日） ※美山区域は１月、２月の収集なし	
ペットボトル	月１回（指定の水曜日）	
ダンボール・紙製容器包装・紙パック	月１回（指定の水曜日）	
乾電池	月１回（指定の水曜日） ※美山区域は１月、２月の収集なし	
蛍光灯	年６回（奇数月又は偶数月の指定の水曜日） ※美山区域は１月の収集なし ※越廼・清水区域は月１回第４木曜日	
スプレー缶・ライター	月２回（指定の曜日）	ステーション方式
燃やせる粗大ごみ	月～金曜日：戸別収集・自己搬入（祝日を除く） 第２日曜日：自己搬入 （広域圏清掃センターのみ第２・４日曜日）	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
燃やせない粗大ごみ		

（2） 事業系ごみ収集

事業系の一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者の責任のもとに処理（自己処理、自己搬入、委託収集）することが義務づけられていることから、原則として許可業者によって収集されている。ただし、少量排出事業者（月に 50 袋以内（約 250 kg））については、ごみステーションの管理者（自治会長等）の同意を得たうえで、事業系指定ごみ袋を使用して排出することができる。

（3） ごみ区分別　収集概要

（令和６年４月１日現在）

区　　分	収 集 主 体	世帯数（世帯）	人口（人）	比率（%）
燃やせるごみ	直　営 （収集資源センター）	33,600	78,189	30.7%
資源ごみ（缶）		71,359	169,472	66.6%
燃やせるごみ	委　託	73,983	176,313	69.3%
資源ごみ（缶）		36,224	85,030	33.4%
燃やせないごみ		107,583	254,502	100.0%
プラスチック製容器包装				
資源ごみ（びん・乾電池）				
〃　（ペットボトル）				
〃　（ダンボール・紙製容器包装・紙パック）				

2　ごみの処理・再資源化

（1）　ごみの処理・再資源化の状況

処理の方法・分別の種類		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
焼却等処理	燃やせるごみ	69,824	66,575	65,768	64,654	61,586
	燃やせないごみ	11,457	11,762	10,790	10,122	9,603
再資源化	びん	1,046	1,050	1,009	1,014	932
	缶	332	359	343	320	312
	ペットボトル	248	260	266	270	272
	プラスチック製容器包装	2,081	2,190	2,239	2,258	2,238
	ダンボール・紙製容器包装・紙パック	689	675	653	617	588
	乾電池	52	54	55	53	53
	スプレー缶	4	4	4	3	4
	蛍光灯	18	19	18	15	14
	新聞・雑誌	7	12	12	10	10
	小型家電	130	70	86	80	50
ごみの量（t）		85,889	83,031	81,243	79,416	75,662
1人1日あたりのごみの量（g）	*1	892	868	855	843	806
古紙等集団資源回収等		4,855	3,630	3,600	3,319	3,153
総排出ごみ量（t）	*2	90,744	86,661	84,842	82,735	78,814
1人1日あたりの総排出ごみ量（g）	*3	942	906	893	878	840

*1　ごみの量/人･日

*2　ごみの量＋古紙等集団資源回収等

*3　総排出ごみ量/人･日

（2） ごみ処理施設

福井・美山区域の燃やせるごみの焼却施設として福井市クリーンセンターを、燃やせないごみの処理施設として福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターを指定するとともに、越廼・清水区域の燃やせるごみ・燃やせないごみの処理施設として、鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンターを指定している。

また、収集資源センターは、直営による収集業務の基地として、収集車両の整備保管を行うとともに、資源ごみ等の拠点回収施設として、市民がいつでも資源ごみ等を持ち込むことが出来る拠点と位置づけている。

なお、主な資源ごみは、市内の民間処理施設で選別・梱包等の中間処理を行うとともに、福井市クリーンセンターから排出される焼却灰については、県外の民間業者が所有する一般廃棄物管理型処分場において、最終処分が行われている。

（令和６年４月１日現在）

施設名	福井市クリーンセンター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合　清掃センター	
	焼却施設	焼却施設	破砕処理施設
所在地	福井市寮町50－41	あわら市笹岡33－3－1	
敷地面積	14,100㎡	20,200㎡	
建物面積	9,594㎡	14,243㎡	
竣工年月	平成3年3月	平成7年9月	
公称能力	345t／24h	222ｔ／24h	90ｔ／5h
基数	115t／24h×3基	74ｔ／24h×3基	1基
集塵装置	バグフィルター	バグフィルター 乾式有害ガス除去装置	サイクロン バグフィルター
型式	全連続燃焼式流動床炉	全連続燃焼式焼却炉	回転式破砕機
工事施工者	石川島播磨重工業㈱	JFE エンジニアリング㈱	
建設費	7,863,446千円	17,880,000千円	

施設名	鯖江広域衛生施設組合　鯖江クリーンセンター	
	焼却施設	破砕処理施設
所在地	鯖江市西番町15－11	
敷地面積	22,300㎡	
建物面積	3,355㎡	2,533㎡
竣工年月	昭和61年4月	平成5年4月
公称能力	120t／16h	50ｔ／5h
基数	60t／16h×2基	1基
集塵装置	バグフィルター	サイクロン バグフィルター
型式	准連続式流動床炉	回転式破砕機
工事施工者	荏原製作所	栗本鐵工所
建設費	2,070,000千円	2,389,600千円

搬出施設別最終処分場施設

搬出施設名	福井市 クリーンセンター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合 清掃センター	鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター
処分物	燃やせるごみの残渣、 生成物	燃やせないごみの残渣、生成物	焼却残渣、砂礫
最終処分場	県外民間処分場	広域圏最終処分場	夢の杜おた
埋立面積		41,300㎡	19,400㎡
埋立容積		231,000㎥	116,800㎥
竣工年月		平成11年3月	平成7年3月
埋立開始		平成11年4月	平成14年4月
浸出水 処理方式		カルシウム除去処理、生物処理、 凝集沈殿、砂ろ過、活性炭、滅菌	生物処理、凝集沈殿、砂ろ過、滅菌

施設名	福井市収集資源センター			
	収集関係施設		資源ストックヤード	
所在地	福井市南江守町２－１			
敷地面積	13,743㎡			
建物面積	管理棟	1,497.87㎡	資源物 ヤード	192㎡
	車庫	648.50㎡		
	倉庫等	601.35㎡		
	計	2,747.72㎡		
機種	高圧洗浄機	5基	―	
開設年月	昭和36年5月		平成5年1月	